

教育支援委員会と校内委員会の 機能充実を図るためのハンドブック

～インクルーシブ教育システムの充実を目指して～

第1章 保護者の意向を可能な限り尊重するために

第2章 柔軟に在籍を変更するために

編著：北海道教育委員会
北海道特別支援教育振興協議会

発刊に当たり

北海道特別支援教育振興協議会長 大 石 正 行
(鶴居村長)

市町村教育委員会並びに各学校の管理職の皆様には、日頃から、北海道における特別支援教育の振興に御尽力いただいておりますことに、心から敬意を表します。

当協議会では、市町村の支援員等を対象とした研修会を実施するほか、昨年度は、「小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブック」を北海道教育委員会とともに作成するなど、様々な取組を行っているところです。

近年は、少子化により子どもたちが減少する中、特別支援学校や特別支援学級に在籍する子ども、通級による指導を受ける子どもや通常の学級に在籍する発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする子どもが増加し続けており、子どもの学びの場の検討を行ううえで市町村教育委員会が設置している教育支援委員会や各学校の校内委員会の役割はより一層重要なものとなっています。

こうしたことから、今年度は教育支援委員会と校内委員会の機能充実を図るためのハンドブックを発刊し、保護者の意向を可能な限り尊重するための手立てや、柔軟に在籍を変更するための考え方などについて、市町村教育委員会や各学校に広く周知することとしました。

インクルーシブ教育システムの充実を図るためには、子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について、教育支援委員会や校内委員会で検討を行うことが重要です。

本ハンドブックの内容を子どもの教育支援の参考にし、支援を必要とする子どもとその保護者の笑顔につなげていただくことを願っています。

私ども北海道特別支援教育振興協議会としましても、引き続き、市町村相互の連携はもとより、国に対して適切な施策の実施を働き掛けるなどして、特別支援教育を必要とする子どもの自立と社会参加を見据えた実践がより一層充実したものとなるよう市町村教育委員会や各学校の取組をしっかりサポートしてまいります。

結びに、本ハンドブックを発刊するにあたり、御尽力いただきました皆様に厚くお礼を申し上げますとともに、本道の特別支援教育の更なる充実を御祈念申し上げ、御挨拶いたします。

子どもの「よさ」や「可能性」を最大限引き出すために

北海道教育委員会教育長 中 島 俊 明

本ハンドブックを手にとっていただいている関係の皆様には、日頃から特別な教育的支援を必要とする子どもへの指導や支援の充実に向け、御尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

特別支援教育を必要とする子どもが増加する中、北海道教育委員会では「特別支援教育に関する基本方針」において、適切な就学先決定に向けた支援を施策の一つに位置付け、取組を推進しているところです。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り同じ場で共に学ぶこと、それぞれの子どもが充実感、達成感を感じながら生きる力を身に付けることを本質的な視点とするインクルーシブ教育システムの充実を図るためには、行政、学校、保護者が三位一体となって取り組むことが重要と考えています。

特別な教育的支援を必要とする子どもの「よさ」や「可能性」を最大限引き出すためには、これから在籍するであろう学びの場や現在在籍している学びの場における分かりやすい授業や温かい学級づくり、合理的配慮の提供等が大前提となりますが、支援を必要とする子どもが通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の中で、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場で学ぶことが重要であると考えます。

こうした認識のもと、本ハンドブックでは、就学先を決定する市町村教育委員会や就学決定に向け教育委員会に助言を行う教育支援委員会、各学校に設置されている校内委員会の機能充実に向け確認・留意いただきたい内容をまとめたところです。

市町村教育委員会におかれましては、貴委員会の取組状況を御確認いただくとともに、教育支援委員会や校内委員会を行う際には、本ハンドブックを皆様の傍らに置くなど、二つの委員会の充実を図って頂けると幸いです。

結びに、発刊に当たり多大なる御支援を賜りました北海道特別支援教育振興協議会、快く事例を提供いただきました妹背牛町、今金町、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町の各教育委員会、内容構成に御助言いただきました北海道教育支援委員会並びに広域特別支援連携協議会の構成員の皆様にお礼申し上げます。

関係の皆様におかれましては、引き続き特別な教育的支援を必要とする子どもの「よさ」や「可能性」を最大限引き出す取組の充実をお願いし、御挨拶とします。

目 次

巻頭言

第1章 保護者の意向を可能な限り尊重するために

- | | |
|------------------------------|--------|
| (1) 乳幼児健康診査等の活用 | ・・・ 1 |
| (2) 保健・福祉部局との連携 | ・・・ 2 |
| (3) 行動観察の重要性 | ・・・ 3 |
| (4) 保護者との面談 | ・・・ 5 |
| (5) 学びの場の説明 | ・・・ 6 |
| (6) 教育支援委員会で審議を行うに当たって | |
| ① 教育支援委員会の役割等 | ・・・ 9 |
| ② 就学先と学びの場の検討 | ・・・ 11 |
| ③ 合理的配慮にかかわる協議 | ・・・ 13 |
| 〔参考〕事前の相談・支援を充実させるためのチェックリスト | ・・・ 15 |

第2章 柔軟に在籍を変更するために

- | | |
|-------------------------|--------|
| (1) 校内委員会の役割 | ・・・ 16 |
| (2) 校内委員会の1年間のスケジュール（例） | ・・・ 18 |
| (3) 校内委員会での学びの場の見直し | ・・・ 19 |

巻末資料 ・・・ 23

ハンドブックの作成に当たり参考とした資料 ・・・ 31

執筆者等

- ・ 文中の「障害」の表記について、引用したものは、原文のままとしています。
 - ・ 原文を除き、乳幼児が含まれる文脈では「子ども」と表記しています。
 - ・ 文中の二次元コードは予告なく、リンクを外す場合があります。

このハンドブックは、北海道立特別支援教育センターのWebページからダウンロードすることができます。

PDF版は、二次元コードをクリックするとリンク先を閲覧できるようになっていますので、是非御活用ください。



端末で閲覧する場合は、二次元コードをクリックするとリンク先へアクセス

第1章 保護者の意向を可能な限り尊重するために

就学先となる学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスに、本人及び保護者と学校、学校の設置者である市町村教育委員会との合意形成を図ることが挙げられます。

現行の就学手続きにおいて、市町村教育委員会は、新就学の子どもをもつ保護者に、小学校に入学する前年度の1月末までに就学決定通知を送付することになっています。その前段では、保護者の意向を確認し、教育支援委員会を開催して専門家の意見を聞き、本人及び保護者と合意形成を図った上で、就学先を決定するというプロセスに取り組まれています。

保護者の意向を可能な限り尊重するためには、小学校に入学する前年度だけではなく、乳幼児の段階から、関係機関と連携したり、就学に関する様々な支援を用意したりすることが重要です。

本章では、保護者が正確な情報を得て理解した上で就学に関する事前の相談や支援に臨めるようにするための手立てと、教育支援委員会で審議を行う際のポイントを中心に構成しています。

(1) 乳幼児健康診査等の活用

市町村で実施している1歳6か月児健康診査と3歳児健康診査は、親子の関係性や子どもの発達の状態の把握に加え、疾病や障がいの早期発見など、子どもの教育支援を検討する上でも重要な意義があります。

近年は、社会性の側面などから子どもの特性を早期に発見する5歳児健康診査を実施する市町村も増加しており、こうした健診の場は保護者と接点をもてる貴重な機会となります。

そのため、健診には、保健師や医師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、歯科衛生士等の専門家に加え、教育委員会の指導主事が参画し、健診の前後に「保護者説明会」や「個別の相談会」を実施するなど、工夫をしている市町村もあります。

就学時健康診断や教育支援委員会を開催する時になって初めて特別な教育的支援を必要とする子どもの保護者と就学に関わる相談を開始するのではなく、子どもの年齢や発達等に応じて段階的に相談・支援を行うことなどが考えられます。市町村教育委員会の担当者には、子どもの特性等を踏まえた適切な教育が受けられる学校や学びの場を選択するという共通認識を本人及び保護者とともに醸成していくことが求められています。

※ 乳幼児健康診査等は、幼児教育施設等を利用していない家庭とも接点をもてる貴重な機会になります。

5歳児健康診査マニュアル[こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」(研究代表者:永光信一郎)研究分担者:小枝達也、小倉加恵子 研究協力者:是松聖悟]



健診等の充実を図る妹背牛町の取組

妹背牛町では、「学校で困らないように準備しておこう！」を合言葉に、就学前までに保護者と子どもの発達について共有することを大切にしています。

平成22年度から実施している5歳児健康診査では、集団活動における心配な点を保護者に伝えるようにしており、就学を見据えて1年以上前から保護者と相談する機会を設けています。さらに、令和3年度からは4歳児健康診査を実施し、保護者と子どもの発達を確認する機会を設けるとともに、従来から大切にしてきた保育所等をはじめ、関係機関との情報交換も積極的に行っています。

また、就学時健康診断では、事前に実施するもの(視力や聴力の検査など)と当日実施するもの(歯科健診や内科健診など)に分けるなど実施方法を見直すとともに、教育委員会、ことばの教室、保育所の職員や保健師で事前と事後のカンファレンスを実施することにより、子ども理解に基づいた必要な支援と保護者へのアプローチ方法を共有しています。

(2) 保健・福祉部局との連携

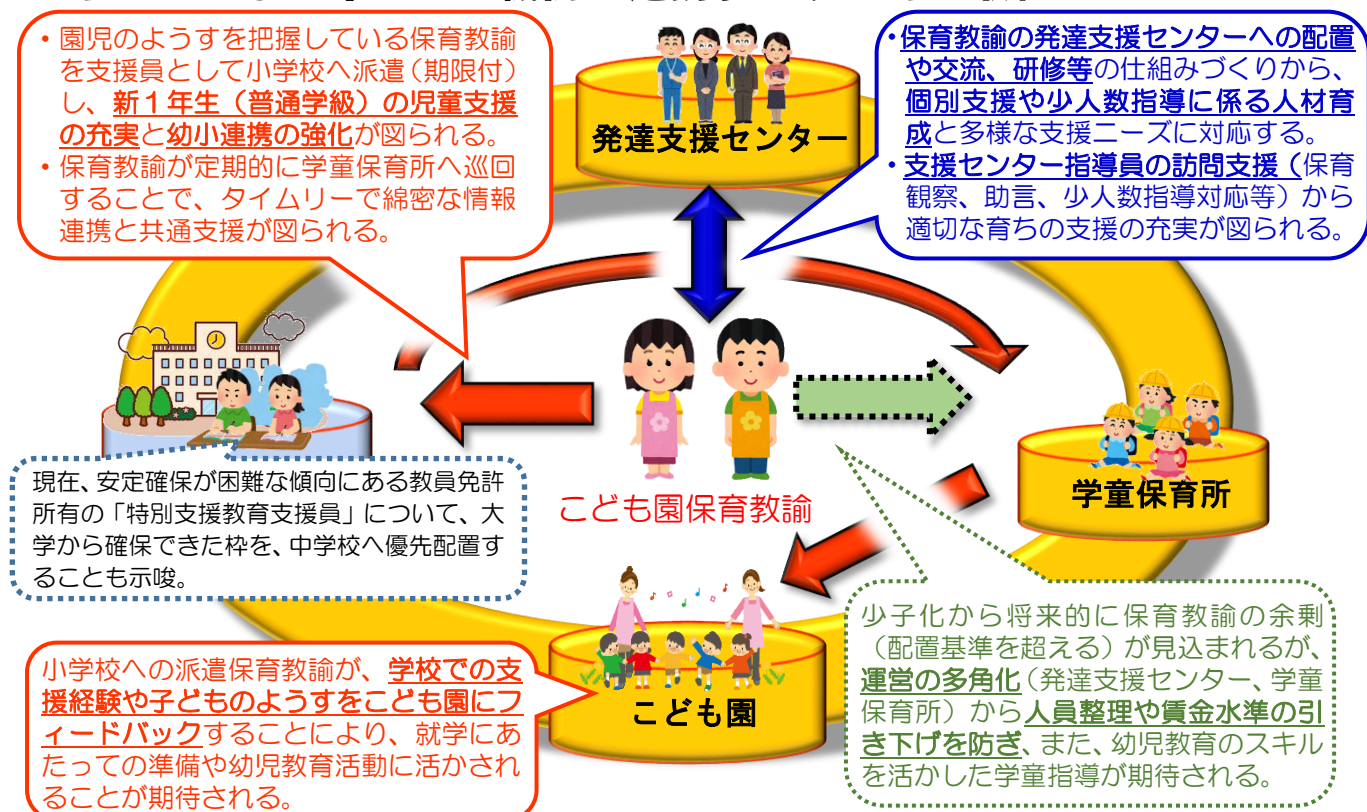
保護者からの相談は、教育委員会や学校（園）だけでなく、保健所や児童相談所、児童福祉施設等の担当者が応じる場合もあり、相談がその先の教育支援につながるよう、教育委員会は関係機関と連携を図ることが重要です。

そのため、教育関係と保健・福祉関係の職員が同席する特別支援連携協議会や要保護児童対策地域協議会等の会議の場を活用し、子どもの情報を共有している市町村があります。また、こども園を教育委員会が所管し、子どもの様子を把握している保育教諭を支援員として小学校に派遣することで幼小の連携を図るとともに、派遣された保育教育が、小学校での支援内容や子どもの学校生活の様子等をこども園にフィードバックすることで、就学に向けたこども園の活動の充実につなげている市町村もあります。

その一方で、教育と保健・福祉関係部署との連携が十分と言えない地域もあります。

地域で子どもを支えていくという観点に立ち、就学先の決定に至るまでには、教育委員会、学校、幼児教育施設、保健・福祉、医療の担当者等、多くの関係者が関わり、それぞれの機関がもつ様々な情報を共有し、教育支援に生かしていくことが求められます。

「子どもをまん中に」各機関が連携する今金町の取組



今金町の担当者からは、「保育教諭や発達支援センターの職員と意見交換することで、子どもの特性や支援の具体についての理解が深まる。」「教育委員会と関係部局が連携し、情報共有の場を設けることで、幼児期から就学後までの一貫した支援につながる。」などの感想が聞かれました。

詳しくは、今金町教育委員会のWebページから



(3) 行動観察の重要性

教育的ニーズと必要な支援の内容を検討し、就学先となる学校や学びの場を判断する上で、実際の子どもの活動場面において、行動等を観察することが重要です。

そのため、多くの市町村教育委員会では就学担当者等が、子どもが通う認定こども園・幼稚園・保育所、小学校等や、児童発達支援センター等の就学前の支援機関、放課後等デイサービス等の就学後の支援機関等に出向いて行動観察を行っています。

行動観察の精度を高めるには、複数の関係者で観察を行い、教育的ニーズを整理するために必要な三つの観点（①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）について、それぞれの角度から客観的に評価することが求められます。

相談担当者が行動観察を行う際の留意点

□ 子どもとの直接的な関わりを大切にする

- ・離れた位置から静的に観察するよりも、子どもとの直接的な関わりや働き掛けを通して観察する方が必要な情報を多く得られる場合があります。
- ・担当者が子どもと関わっている様子を保護者に見学してもらうことで、保護者自身の子ども理解につながる場合があります。
- ・子どもによっては、直接的な関わりによって、緊張してしまう場合があります。

□ 子どもの可能性を探る視点をもつ

「できる・できない」の観点で行動観察を行うのではなく、どのような教育環境や支援があれば可能になるのかなど、子どもの成長・発達の可能性を探る視点をもつことが大切です。

□ 事前の情報収集を大切にする

保護者面談等を通じて、子どもの成長や発達で気になること、子どもが興味や関心をもって取り組むことができること、本人及び保護者の願いなどを聞きます。その情報を基にしながら行動を観察することで、教育的ニーズや必要な支援内容の検討に関わる有効な情報が得られる場合があります。

※ 訪問した機関で、個別の支援計画等を作成している場合には、その活用方法について事前に協議しておくことが必要です。その際、本人及び保護者に、その趣旨や目的を十分に説明し、同意を得ておくことが重要です。

相談担当者が行動観察する際の視点

一般的な発達の段階を踏まえて行動観察を行うことにより、対象となる子どもの実態を把握することができます。子どもの実態等を早期に把握し、幼児教育施設等と連携することにより、支援の担い手を多層的にすることが重要です。

1歳6か月児の発達	3歳児の発達	5歳児の発達
・走る ・階段を歩いて上る ・2～3個の積み木を積む ・殴り書きの真似をする ・あまりこぼさずにスプーンとコップを使う ・有意味語を6つ話す ・からだの部分の一つ指し示せる ・人形やぬいぐるみで簡単なままごとをする	・脚を交互に挙げて階段を上る ・両足をそろえて跳べる ・クレヨンで○が書ける ・ハサミを使って紙を切る ・誰と来ましたか？に答えることができる ・長い・短いの違いができる ・友達と遊んでいて順番が待てる ・上着を自分で着ることがができる	・片足立ちが5秒以上できる ・スキップができる ・鉛筆を正しく持ち四角が描ける ・ハサミで紙を線に沿って切ることができる ・物品の用途の説明ができる ・過去のことやこれからことが話せる ・あまり困難なくじっとして人の話を聞くことができる ・あまり困難なく同じ年頃の子どもの中で長時間過ごすことができる。

3～5か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診、5歳児健診のための健やか子育てガイド[こども家庭科学研究費補助金等成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」(研究代表者：永光信一郎) 分担研究者：小枝達也]



行動観察を丁寧に行う釧路管内5町村の取組

釧路管内では、釧路町が事務局を務め、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町が合同で教育支援委員会を開催しています。教育支援委員会で審議の対象となる子どもの数が増加傾向にあり、就学事務の諸手続きに時間を要することもあります。

こうした状況においても、教育支援委員会の面接審査委員を教育大学の教員や特別支援学校の管理職に委嘱するとともに、事前に得た就学に関わる情報を委員に情報提供しています。また、教育支援委員会面接審査当日には、委員が複数体制で子どもと関わるなど行動観察を大切にしたり、保護者との面談の内容や様子、園での子どもの様子を職員等から聞き取って共有したりするなど、丁寧な審議を行っています。

釧路町教育委員会では、スクールソーシャルワーカーが教育支援委員会の事務局を担当し、町長部局の「けんこう応援課」との連携により、障がいのある子どもについての情報共有ができる体制を整えています。

市町村教育委員会の就学事務担当者からのコメント

- 幼児教育施設等を訪問して子どもの普段の行動や様子を観察することで、紙面や短時間の面談では把握できない詳細な情報を得られる。
- 子どもの実際の様子を観察してから、保護者と面談を行うことで、保護者の不安や疑問に対する適切なアドバイスが可能になる。

(4) 保護者との面談

面談は、子どもの発達や障がいの状態、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育の内容や方法に関する保護者の意向、就学先となる学校や学びの場について保護者が希望することなどを聴く貴重な機会です。

多くの場合、面談前に、市町村教育委員会から保護者に対して就学に関する幅広い情報が提供され、保護者は就学に関する事前の相談・支援、就学先の決定及び変更の仕組みや手順について理解している状況にあります。

市町村教育委員会の相談担当者は、保護者に特別支援教育の仕組みや地域の特別支援教育の実施状況、学校や学びの場の特徴などについて具体的に説明するとともに、保護者の意向を聴いた上で面談を実施することが求められます。

保護者の意向を引き出すための配慮

- ☐ 保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、静かでくつろげる環境に配慮します。
- ☐ 保護者の抱えている悩みを受け止めるという共感的理解に努め、相互の信頼関係を築くようにします。
- ☐ 相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾けます。
- ☐ 保護者が上手く関わっている点を伝えるなどして、不安を和らげるような対応を心掛けます。
- ☐ 保護者のもつ情報が少なかったり、偏っていたりする場合には、適切な情報を提供します。
- ☐ 個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておきます。

※ 早期からの支援を通して「個別の支援計画」や「個別の教育支援計画」等が作成されている場合には、それらを十分に活用し、生育歴や家庭環境等の情報を繰り返し尋ねることがないよう、十分に留意する必要があります。

※ 就学に係る事務や教育行政に初めて携わる職員が対応する場合は、保護者との関わりに経験を有する他の職員等の協力を得ながら、保護者との円滑な関係構築に努めることが重要です。

市町村教育委員会の就学事務担当者からのコメント

- 保護者とともに子どもの支援方法を検討することで、より実効性のあるサポートを提供することができる。

(5) 学びの場の説明

通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」において、障がいのある子どもの自立と社会参加に向けた適切な指導及び必要な支援が行われることを、保護者に分かりやすく情報提供することが重要です。

そのため、多くの市町村では、事前の教育相談で就学に関わる基本的な考え方を説明するほか、就学先となる学校や学びの場に関する情報を得られる機会である体験入学や学校見学会に参加するよう伝えるなどの取組が行われています。

こうした取組を通じて、就学先となる学校や学びの場の違いにより提供可能な教育環境や支援の内容、期待される教育効果、将来の支援の見通しなどが異なることについて、保護者の理解を深めていくことが求められています。

保護者に必ず伝えてほしいこと

- ☐ 就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではないこと。
- ☐ それぞれの子どもの発達や適応の状況等を勘案しながら、小・中学校等と特別支援学校間の双方向で転学等ができること。
- ☐ 小・中学校等の中でも、通常の学級、通級による指導、特別支援学級間の学びの場の変更ができること。
- ※ 知的障がいのある子どもについては、通級による指導を活用することはできません。

体験入学の意義

- ☐ 保護者にとって、自分の子どもが実際に授業に参加している姿を見学することは、子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場であるかどうかについて、具体的かつより客観的に知る機会となります。
- ☐ 学校にとっては、入学予定の子どもの実態を知り、入学に備えて指導体制や学習環境を検討する際の参考となります。

※ 体験入学に参加する子どもにとっては、慣れない場や、場合によっては異年齢の子どもとの活動が初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるよう配慮することが重要です。

※ 道立特別支援学校では、体験入学や学校見学会、教育相談等を実施しています。希望される保護者がいる場合には、障がい種に対応した特別支援学校や近隣の特別支援学校に問合せください。

子どもや保護者による学校見学での留意事項

事前

- ☐ 単なる学校施設の見学に終始しないようにします。
- ☐ 学校は見学者である子どものことを大切に考え、本人及び保護者を温かい雰囲気で見迎えます。
- ☐ 本人や保護者が知りたい情報に的確に応えるための事前の準備が重要です。学校要覧や日課表など、既存の資料も活用して説明します。

当日

- ☐ 授業の見学を実施する場合には、保護者の学校教育に対する期待を十分に理解し、学習のねらいや次にどのような学習内容に発展していくのか、また、個に応じた指導の在り方や教育上の合理的配慮などについても、具体的に分かりやすく説明します。
- ☐ 就学を前提にしている場合には、学校における多様な学びの場において、どのような適切な指導や必要な支援を受けることができるのか、多様な学びの場を活用した成長事例を分かりやすく説明します。
- ☐ 小・中学校等では、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの多様な学びの場があることや、子どもの状態に応じて変更可能であることについて、保護者が理解を深められるようにします。他校通級を行っている場合は、その概要を説明します。

事後

- ☐ 学校見学終了後、市町村教育委員会の相談担当者は、見学した学校や学びの場に関する保護者や本人の疑問や感想を確認し、今後の教育相談の進め方や手続き等について説明します。
- ☐ 特別支援学校も含め、いくつかの就学先となり得る学校や学びの場の見学の機会を設け、保護者が、子どもの就学先決定に対する幅広い視点をもてるようにします。
- ☐ 学校見学は、保護者や本人の理解と納得が得られるまで複数回行うことが必要なケースもあることから、型通りに進めることなく、保護者の意向を十分に把握しながら計画します。

※ 市町村教育委員会は、学校に対し、特別な準備をするのではなく、日常の学校生活をありのままに見てもらうように伝えることが重要です。

次頁には、小・中学校等における「通級による指導、特別支援学級と特別支援学校の概要」を整理しているほか、巻末資料P27～30にも保護者へ説明する際に活用できる資料を掲載しています。

小・中学校における通級による指導、特別支援学級と特別支援学校の概要

	小・中学校		特別支援学校
	通級による指導	特別支援学級	
概 要 等	通常の学級に在籍し、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒が特別の場所で学習しています。	障がい種ごとの少人数の学級で学習しています。 同じ障がい種の児童生徒（1学級8人）で学級を編制しており、多くの場合、異学年の児童生徒とともに学習しています。	法令に定められた障がいの種類及び程度を有する児童生徒が学習しています。 小・中学部は1学級6人、高等部は1学級8人で学級を編制しています。 ※ 障がい種が2つ以上ある児童生徒で学級を編制する場合は1学級3人です。
対 象 障がい種	弱視、難聴、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、言語障がい、自閉症、情緒障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい	弱視、難聴、知的障がい、肢体不自由、病弱及び身体虚弱、言語障がい、自閉症・情緒障がい	視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱（身体虚弱を含む。）
教育課程	個別の教育支援計画と個別の指導計画に基づき自立活動の指導※を行います。		
	週当たり1から8単位時間程度（学習障がい、注意欠陥多動性障がいのある児童生徒は年当たり10単位時間以上）を目安に障がいの状態に応じた学習（自立活動）をしています。 授業中に取り出して行う形と放課後に行う形があります。	※ 必要に応じて次のような工夫をしています。 ・下学年の各教科等の目標・内容と代替 ・各教科の目標・内容を知的障がい特別支援学校のものと代替（知的障がいがある場合のみ）	知的障がいがない場合は、小・中学校に準じた内容を学習しています。 障がいの状態等に応じて、自立活動の指導を中心に学習をしています。
主な進路先	高等学校に進学しています。	知的障がい特別支援学級は、特別支援学校の高等部へ、それ以外の特別支援学級は、高等学校への進学者が多い状況にあります。	多くは特別支援学校高等部に進学しています。
そ の 他	個別や小集団で学習しています。 在籍校で指導を受ける「自校通級」、他の学校で指導を受ける「他校通級」、担当教師が学校を巡回する「巡回指導」があります。	原則として週の授業時数の半分以上を目安に特別支援学級で児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じた学習をしています。	※ 特別支援学校の情報はこちらから 道内の特別支援学校一覧 （北海道立特別支援教育センターWebページ） 

※自立活動の指導とは、社会性や運動面など、一人一人のお子さんの学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

(6) 教育支援委員会で審議を行うに当たって

① 教育支援委員会の役割等

就学先となる学校や学びの場の検討に当たり、教育学、医学、心理学等の専門家の意見を聴取することが必要です。そのため、市町村教育委員会では、教育支援委員会等にそれぞれの専門家に委員を委嘱し、多角的、客観的な検討を行っています。近年は、早期からの一貫した支援の重要性から、認定こども園・幼稚園・保育所や児童発達支援センター等の障害児通所支援施設、放課後等デイサービス、児童相談所の職員等の参画を得ているケースもあります。

その一方で、関係機関や専門家等の人材が確保しにくい市町村があり、そうした市町村では近隣の特別支援学校の管理職に委員を委嘱したり、道立特別支援教育センターの教育相談結果を活用したりするほか、複数の市町村教育委員会が共同で教育支援委員会等を設置するなどの工夫が行われています。

市町村の規模等に応じて、教育支援委員会を構成する委員や実施方法も異なる状況にありますが、教育支援委員会は子ども一人一人の教育的ニーズに基づいて就学先を検討するという重要な役割を担っています。

※ 教育支援委員会は学校教育法施行令第18条の2に基づき、設置されています。

注意が必要な点

- 就学先となる学校や学びの場は、教育支援委員会において検討しますが、総合的な判断は市町村教育委員会の役割です。本人及び保護者、教育委員会及び学校との合意形成を進めた上で、最終的に市町村教育委員会が決定することになります。
- 審議の対象となる子どもの数が多い市町村では、1ケース当たりの検討する時間も限られますが、教育的ニーズを整理するために必要な三つの観点（①障がいの状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）に沿って協議を行う必要があります。
- 就学先となる可能性がある学校の管理職など、対象の子どもと利害関係が生じる可能性のある関係者が、教育支援委員会の委員である場合は、公平・公正の観点から、審議に関わる発言などについて配慮すること考えられます。
- 就学先となる学校や学びの場の判断について、教育支援委員会の委員が保護者に説明する場合もありますが、その場合においても市町村教育委員会の責任のもと、行う必要があります。

※ 学びの場を検討する際の留意点等については、教育支援委員会の委員が共通理解することが重要であるため、令和6年8月21日付け教特第585号で通知したオンデマンド動画を御視聴ください。

「教育支援委員会において学びの場を検討する際の留意点等について」のオンデマンド動画（北海道教育委員会）



教育支援委員会の機能拡充に向けた方向性

教育支援委員会においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、次のように、その機能の拡充を図ることが求められています。

- 子どもの障がいの状態等を早期から把握する観点から、市町村教育委員会の相談担当者との連携により、対象となる子どもの情報を継続的に把握する。
- 就学移行期においては、市町村教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行う。
- 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行う。
- 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行う。
- 就学先について、市町村教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合は、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行う。
- 就学先の学校に対して適切な情報提供を行う。
- 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行う。
- 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行う。

【コラム：不登校の児童生徒への対応】

小・中学校等で、不登校が長く続く児童生徒の中には、学習経験が不足することから知能検査の結果が知的障がいの範囲になるケースがあります。

知的障がいは、知的機能の発達に明らかな遅れと、適応行動の困難性を伴う状態とされており、I Qの数値や、友達関係や集団行動が苦手な登校できない、食事や清潔行動など日常生活習慣などで家庭でのトラブルが多いなど、状態像のみに着目すると、一見知的障がいがあるかのように感じます。

しかし、知的障がいは中枢神経系の機能障がいであり、その症状は、胎児期、出生時及び出生後の比較的早い時期に起こると言われています。

こうしたことを踏まえると、現在の状態のみをもって特別支援学校や特別支援学級に在籍変更することは、児童生徒の自己肯定感を低下させるとともに本来学ぶべき内容を学べなくなる可能性もあり、将来を左右することも考えられます。

現在在籍している学級での授業の分かりやすさや児童生徒のよさを認める温かな学級経営、教育支援センターとの連携や登校できない期間の学習保障、本人・保護者への温かな教育相談等の早期対応の状況について、校内委員会や教育支援委員会、市町村教育委員会で評価し、必要に応じた改善策を講じることが重要になります。

不登校支援ガイドブック「全ての子どもの笑顔のために～社会的自立に向けた支援のポイント～」(北海道教育委員会)



(6) 教育支援委員会で審議を行うに当たって

② 就学先と学びの場の検討

教育支援委員会は、市町村教育委員会が子どもの就学先となる学校や学びの場を判断する上で、重要な役割を担っています。

ほとんどのケースで学校教育法施行令や文部科学省が発行した「障害のある子供の教育支援の手引」に基づき、適切な対応が行われている状況にありますが、緊急性や困難性のあるケースにおいても法令等に則った対応を行う必要があります。

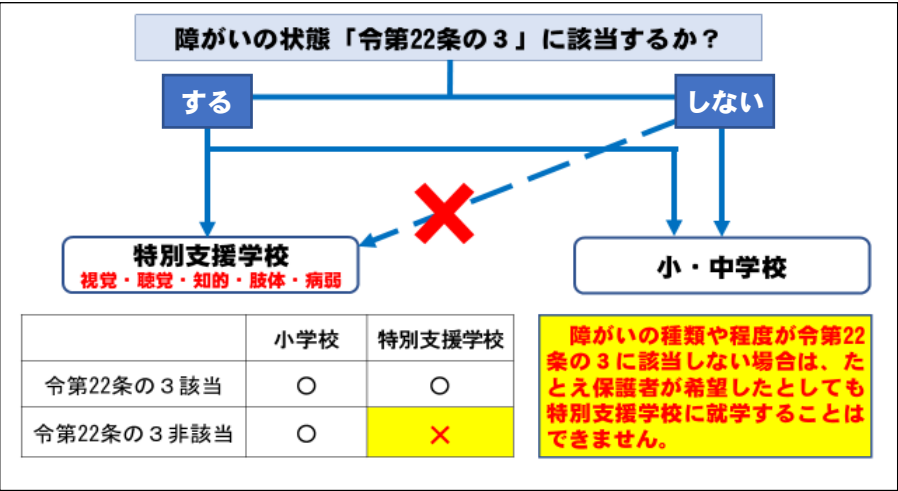
就学先となる学校や学びの場の検討を行う際には、教育支援委員会の委員が就学先決定等の仕組みを理解するとともに、子ども一人一人の障がいの状態等を把握し教育的ニーズを明確にして具体的にどのような支援の内容が必要とされるかということを整理します。

その上で、子どもの自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる就学先となる学校や学びの場について検討することが求められています。

以下の就学の仕組みについては、保護者に就学の意向を聴く前の早期の段階で、説明しておくことが極めて重要です。

また、P5までに示した様々な情報をもとに審議を行うことが求められます。

特別支援学校への就学を検討する場合



令第22条の3の詳細については巻末資料P23を御覧いただくほか、二次元コードから「障害のある子供の教育支援の手引」（文部科学省）にアクセスし、P368（冊子版はP370）を参照してください。



子どもの障がいの状態等が学校教育法施行令第22条の3に該当し、本人・保護者が地域の学校で学ぶことを希望する場合は、保護者に地域や学校における基礎的環境整備※の状況について説明を行うとともに、就学に向け必要となる合理的配慮の内容について保護者と合意形成を図っていくことが求められます。

子どもの障がいの状態等が学校教育法施行令第22条の3に該当しない場合は、本人・保護者が特別支援学校で学ぶことを希望しても、特別支援学校に就学することはできません。

※ 基礎的環境整備とは、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内でそれぞれ行う障がいのある子どもに対する教育環境の整備であり、「合理的配慮」の基礎となる環境整備を指す。

特別支援学校に就学させることができない主な例

障がいの種類及び程度が、学校教育法施行令第22条の3に該当せず、

- ・発達障がいがある
- ・医療的ケアが必要である
- ・不登校である
- ・問題行動があり、地域の学校や家庭で対応することが困難である
- ・在籍している学校に不信感がある
- ・寄宿舎を利用させたい
- ・児童福祉施設に入所した など

特別支援学級への在籍を検討する場合

障がいの種別ごとの学級を編制し、一人一人に応じた教育を実施する特別支援学級に在籍することのできる児童生徒の状態像は、巻末資料P24「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」に記載しています。

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」
平成25年10月4日25文科初第756号<文部科学省初等中等教育局長>



文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」には、特別支援学級に在籍して当該学年の各教科等の内容を学ぶ児童生徒が、大半の時間を当該学年の通常の学級において交流及び共同学習で学び、通常の学級以外での自立活動における特別な指導の時間が、週当たり8単位時間はもとより相当数確保する必要がないと考えられる場合は、通常の学級（「通級による指導」の利用を含む）への在籍変更を検討すべきと示されており、特別支援学級への在籍は常時少人数で個に応じた指導を必要とする児童生徒に限られていることが分かります。

また、学習障がいや注意欠陥多動性障がいのある児童生徒は、特別支援学級ではなく、通常の学級（通級による指導）の対象であることに留意が必要です。

こうした内容についても、保護者に丁寧に説明し、合意形成を図っておく必要があります。

上記を踏まえた特別支援学級に在籍する児童生徒の例

- ・自閉症があり、通常の学級において環境の調整を行っても、本人が集団での学習に不安を感じる
- ・緘黙があり、大きな集団では心理面への影響があり指導が困難である
- ・弱視や難聴があり、文字を読んだり、話を聞いたりすることに時間を要する
- ・病弱があり、授業中も体調に合わせた指導を要する など

子どもの就学先は、最終的に市町村教育委員会が決定しますが、教育支援委員会では、特別支援学級の目的や教育内容を十分に理解した上で審議することが重要です。

(6) 教育支援委員会で審議を行うに当たって

③ 合理的配慮にかかわる協議

教育委員会及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「障害者差別解消法」に基づき、学習などへの参加を可能とするための合理的配慮を行う必要があります。

そのため、市町村教育委員会では、子ども一人一人の障がいの状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討し、個々に決定される合理的配慮の内容について、関係者間で共通理解を図っています。

合理的配慮の決定に際し、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、教育支援委員会に助言を求められる場合もあり、教育支援委員会の委員には、合理的配慮を提供するに当たっての観点を踏まえておくことが求められます。

※ 合理的配慮を具体的かつ網羅的に記述することは困難ですが、中央教育審議会初等中等教育分科会報告では、合理的配慮を提供するに当たっての観点を①教育内容・方法、②支援体制、③施設・設備について類型化し整理しています。

※ 障害者差別解消法の背景や考え方については、「小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブック」P3も参照してください。



(参考)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」
(平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会)における合理的配慮を提供するに当たっての観点（抜粋）

【「合理的配慮」の観点① 教育内容・方法】

<①-1 教育内容>

①-1-1 学习上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

<①-2 教育方法>

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

【「合理的配慮」の観点② 支援体制】

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

【「合理的配慮」の観点③ 施設・設備】

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



自閉症のある児童生徒の教育における合理的配慮を含む必要な支援の内容例

自閉症のある児童生徒に必要な合理的配慮を行ったり、必要な支援内容を提供したりして、学習への参加や学習内容の理解などが可能となるようにする必要があります。

①－１－１ 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや一般的に用いられるときとは異なる意味での言葉の理解」「手順や方法に関する独特のこだわり」等によって生じている学習内容の習得の困難さを補完するための配慮をする。

例：動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える など

①－２－１ 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

自閉症の特性を考慮し、視覚情報を活用できるようにする。

例：写真や図面、模型、実物等の活用 など

細かな制作等に不器用さが目立つ場合には、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

言葉による指示だけでは行動することが難しい場合には、学習活動の順序を分かりやすくするために活動予定表等の活用を行う。

②－１ 専門性のある指導体制の整備

自閉症を十分に理解した専門家からの支援や特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。

③－３ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害等発生後、環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し、混乱した心理状態を軽減するため、落ち着いて（安心して）過ごすことのできるようなスペースを確保できるよう、避難場所及び施設・設備を整備する。

ここでは、支援の内容の代表的な例を挙げており、学校や学びの場の基礎的環境整備の状況、児童生徒の実態によっては、上記以外の合理的配慮を含む必要な支援の内容も考えられることに留意する必要があります。

データベースから合理的配慮に係る事例の検索ができます。

インクルＤＢは、「合理的配慮」に関する実践事例の検索や、インクルーシブ教育システム構築の相談及び関連する様々な情報収集をすることができます。

<独立行政法人国立特別支援教育総合研究所>



〔参考〕事前の相談・支援を充実させるためのチェックリスト

☐ 1 啓発資料の作成と活用

学校の設置者である市町村教育委員会は、障がいのある子どものために、保護者が初めに知りたい情報をパンフレットなどに分かりやすく整理し、理解・啓発に努める必要があります。

＜保護者が知りたい内容の例＞

- ☐ どのような就学先となる学校や学びの場が用意されているのか
- ☐ 就学までにはどのようなことをしなければならないのか
- ☐ 子どもの教育について相談したいときにはどうしたらよいのか など

☐ 2 就学説明会の実施

就学時期を迎える前に就学説明会を実施し、保護者等に就学について考えるきっかけを提供することが大切です。

＜具体的な就学説明会の例＞

- ☐ 市町村教育委員会や学校が、就学予定者の保護者を対象に実施している
- ☐ 認定こども園・幼稚園・保育所等が市町村教育委員会と連携し、園・所内の保護者を対象に実施している
- ☐ 市町村教育委員会が、認定こども園・幼稚園・保育所等を対象に実施している

☐ 3 障がいのある子どもの早期発見と早期支援

障がいのある子どもの情報を把握するために、早期からの支援を行っている機関と連携を図ることが重要です。

＜具体的な取組の例＞

- ☐ 早期から支援を行っている機関への就学に関する情報を提供している
- ☐ 早期から支援を行っている機関と連携し、
 - ・本人及び保護者への教育相談に関する情報を提供している
 - ・本人及び保護者への特別な支援に関する研修の機会の提供している
 - ・個別の支援計画の作成に参画している
- ☐ 早期から支援を行っている機関におけるケース会議に参加している
- ☐ 教育委員会や学校等が行う教育相談や支援（教育センターの相談等）を共有している

☐ 4 早期からの就学に関する事前の教育相談の機会

- ☐ 市町村教育委員会や教育センター等に相談窓口を常設している
- ☐ 乳幼児健康診査や就学時健康診断等において保護者面談を行っている
- ☐ 市町村教育委員会の就学担当者が幼稚園等を訪問し、必要に応じて保護者面談を実施している
- ☐ 本人及び保護者が、就学を希望する学校を訪問した時に、学校の管理職等と保護者が面談を行っている

第2章 柔軟に在籍を変更するために

就学先となるの学校や学びの場の決定は、第1章で述べたとおり、就学を翌年度に控える前段階から保健・福祉部局や幼児教育施設などの子どもに関わる多くの関係者が連携することが重要であり、就学の前年度に教育支援委員会の審議を経て市町村教育委員会が就学する学校や学びの場を決定することになっています。

就学後に在籍する学校や学びの場を変更する際には、就学前と同様に多くの関係者が関わることとなりますが、とりわけ児童生徒が現在在籍している学校の果たす役割が大きくなります。

そこで第2章は、各学校に設置されている校内委員会の役割に焦点を当て、市町村の教育支援委員会で審議を行う前に、校内委員会において学びの場の検討を行う際の重要な事項をまとめています。

(1) 校内委員会の役割

校内委員会の機能充実が求められている背景

令和4年12月に文部科学省が公表した調査結果では、通常の学級に在籍する発達障がいを含む特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、小・中学校で8.8%、高等学校で2.2%在籍している可能性があることが示されました。

同調査結果を踏まえ設置された、「通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議」の報告（令和5年3月）では、

- ☐ 校内委員会において特別な教育的支援が必要と判断されていない児童生徒については、そもそも校内委員会での検討自体がなされていないことが考えられ、校内委員会の機能が十分に発揮されていないなど、学校全体で取り組めていない状況が見受けられる。
- ☐ 校長のリーダーシップの下に、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について再点検する必要がある。

ことが示されました。

校内委員会の役割

校内委員会の役割について、文部科学省「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月）第3部2(1)では、



- ☐ 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
（個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。）
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- ☐ 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断を、専門家チームに求めるかどうかの検討。
- ☐ 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- ☐ 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み作り。
- ☐ 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- ☐ その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

と示されています。

つまり校内委員会では、支援を必要とする児童生徒の早期発見（就学前からの情報収集を含む）→状態の把握→支援内容の検討→状態や支援内容の定期的な評価・改善（見直し）というPDCAサイクルの充実を図ることが重要です。

学校においては、校内委員会の機能充実を図り、どの学校・学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があるという認識のもと、特別支援教育の経験の有無に関わらず、全ての教職員が自信をもって児童生徒の支援を行えるよう、学校全体でチームとして学級担任等を支える校内支援体制を整備することが求められています。

具体的には、学級担任はもとより、近年は小学校において教科担任制が導入されていることなども踏まえ、全ての教員の気付きを積極的に吸い上げ、児童生徒の実態や支援方法などを校内で共有します。

学びの場の柔軟な見直し

現行の制度では、就学時に決定した学校や学びの場は、固定されたものではありません。しかしながら、児童生徒の発達等の状況が十分に評価されていないことにより、学びの場が固定されたものとなっていることがあります。

就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの児童生徒の育ちを見通しながら、学びの場の柔軟な見直しを行う上で、重要な役割を果たすのが校内委員会です。

校内委員会の役割の一つに「教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価」があります。就学時に決定した学びの場が適切だったのか、現在の学びの場が児童生徒にとって真に適切であるかを、児童生徒の状態や支援内容等から評価し、必要に応じて見直しを図る必要があります。

校内委員会の組織と構成

校内委員会について、独立した委員会として設置することもできますが、既存の学校内組織（生徒指導部会等）に校内委員会の機能をもたせるなどの方法もあります。それぞれにメリットとデメリットがあるため、各学校の実情に応じて設置することが大切です。

校内委員会の構成員は、例えば、管理職、主幹教諭、特別支援教育コーディネーター、通級による指導担当教諭、特別支援学級担任、養護教諭、対象児童生徒の学級担任、学年主任等が考えられます。

大切なことは、各学校の規模、実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を整備するために必要な人材を校長が判断し、構成員とすることです。

また、校内委員会を年間計画に位置付け実施している学校もあれば、必要に応じて実施している学校もあり、校内委員会の実施回数などは、各学校に委ねられています。全ての教員で必要な支援を行い、児童生徒の成長を実感することのできる校内委員会を目指すことが求められています。

P22には、「学びの場の段階的な検討」について示しています。対象となる児童生徒への支援の状況について確認する際に御活用ください。

(2) 校内委員会の1年間のスケジュール（例）

月	主な内容
4	・校内委員会の組織、構成メンバー、年間計画等の確認
5	・特別な教育的支援が必要な児童生徒の把握 ※幼児教育施設及び前籍校からの引継ぎを含む
6	・支援内容の検討 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成
7	・1学期の支援内容の評価・改善 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の見直し
8	・校内研修
9	・特別な教育的支援が必要な児童生徒の把握 ・支援内容の検討
10	・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・見直し
11	
12	・2学期の支援内容の評価・改善 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の見直し
1	・校内研修 ・特別な教育的支援が必要な児童生徒の把握
2	・支援内容の検討 ・個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成・見直し
3	・今年度の反省および来年度の方向性の検討 ・幼児教育施設及び前籍校からの特別な教育的支援を必要とする児童生徒の情報に関わる引継ぎ

参考「小・中学校における特別支援教育校内支援体制作りガイドブック」（愛知県教育委員会）



令和5年11月に発行した「小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブックのP7「校内支援体制を整える5つのポイントと学校経営における1年間の流れ」と照らし合わせ、校内委員会の年間スケジュールを計画することも考えられます。

小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブック（北海道教育委員会）



(3) 校内委員会での学びの場の見直し

通級による指導、特別支援学級、特別支援学校への在籍変更を検討

校内委員会で、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の在籍変更を検討する場合は、本人の教育的ニーズを踏まえ、必要な支援内容を把握することが重要です。

多くの場合は、児童生徒の学習上、生活上の困難さや障がいの状態に目を向け、「授業についていけない」「集団行動ができない」「他の児童生徒と上手く関われない」等の理由から校内委員会で在籍変更を検討し、教育支援委員会での判断をもとに決定されています。

児童生徒の教育的ニーズを踏まえ、必要な支援内容を把握するためには、校内委員会は児童生徒の困難さだけでなく、支援内容が児童生徒に合っているのかを整理することが大切です。

そのため、現在、在籍している学級での指導や支援体制、校内外の資源を活用した個に応じた支援の成果や課題を適切に評価し、その上で学びの場を検討するという段階的なプロセスを踏まえることが求められています。

特に特別支援学校への在籍変更を検討している場合には、管理職や担任教諭等が、特別支援学校の教育内容を十分に理解しておく必要があります。

○ 特別支援学級、特別支援学校で学ぶことの必要性を検討

特別支援学級は、自立活動の指導を行うとともに、週の授業時数の半分以上を目安に特別な場所で学習する必要がある児童生徒のための「特別な学級」です。特別支援学校は、特別支援学級よりも、より専門的な指導・支援を必要とする児童生徒のための「特別な学校」です。

校内委員会は、児童生徒の実態を丁寧に把握し、段階的な検討のプロセスを経た上で、真に特別支援学級や特別支援学校で学ぶ必要があるかを十分に検討することが求められます。

知的障がい特別支援学校で行う各教科等は、小・中学校の通常の学級とは異なり、障がいの特性に応じて生活に根ざした内容となっています。そして、着替え、食事、排せつなど身辺処理に関わる内容に多くの時間をかけるなど、自立と社会参加に向けたきめ細かな指導を行っています。また、知的障がい特別支援学級でも児童生徒の実態に応じて特別支援学校の各教科の内容を扱っています。

そのため、知的障がいの教育課程を適用することにより、高等学校や大学進学など、将来の進路選択の幅を狭める可能性があることを踏まえる必要があります。

校内委員会には、児童生徒の現在の状態だけではなく、将来を見据え、知的障がい特別支援学級や知的障がい特別支援学校で学ぶことの必要性を含めて、慎重に学びの場を検討することが求められています。

※ 特別支援学級や特別支援学校に在籍変更するときの考え方は、P11、12も参照してください。

特別支援学級から通常の学級への在籍変更を検討

就学時に決定した学校や学びの場は固定したものではなく、児童生徒の発達の程度、適応の状況等を勘案しながら、変更ができることを全ての関係者の共通理解とすることが重要です。

実際には、「通常の学級から特別支援学級」への在籍変更は多く行われ、特別支援学級に在籍した後は学びの場の見直しが行われないケースが見られます。

また、保護者の中には、通常の学級に在籍変更すると支援が全く受けられなくなると心配することもあるため、通常の学級においても、合理的配慮の申出や校内外の資源を活用した支援が可能であることを保護者に説明することが大切です。

児童生徒の教育的ニーズは常に変化しうることを全ての関係者が認識し、校内委員会において、児童生徒の障がいの状態や特別支援学級での指導の成果等を評価し、在籍変更後も児童生徒が授業内容が分かり、充実した時間を過ごせるかを検討することが大切です。

○ 児童生徒の障がいの状態や特別支援学級、通級による指導での指導の成果を評価

校内委員会では、個別の指導計画のPDCAサイクルの中で、児童生徒一人一人の学習状況を確認するとともに、指導や支援の内容・方法を評価します。

- ☐ 各教科等の目標に照らし学習内容が十分に身に付いているか
- ☐ 自立活動の指導により学习上又は生活上の困難さが改善、克服され、学校生活への適応が図られているか
- ☐ 特別支援学級に在籍している児童生徒は、交流及び共同学習において、通常の学級の他の児童生徒と同様に設定した指導目標、指導内容、指導方法で十分に学ぶことができているか

児童生徒の状態の評価について、校内委員会だけで判断することに迷いがある時には、各教育局が設置している専門家チームによる巡回相談や特別支援学校のセンター的機能を活用することができます。

また、地域の発達支援センターや前籍校の学級担任等とも連携し、児童生徒の状態を丁寧に把握することが重要です。

特別支援学級から通常の学級に在籍変更する際には、交流及び共同学習の時間を徐々に増やすほか、通常の学級への在籍変更後は、通級による指導※を活用するなど、児童生徒が安心して学校生活を過ごすための工夫をすることが大切です。

通常の学級への在籍変更後も、引き続き校内委員会に必要な支援内容を十分に検討し、個別の指導計画を活用して、学校全体で支援を行う体制を整えます。

※知的障がいのある児童生徒については、通級による指導は活用できません。

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」のP46には、学びの場の見直しに当たっての本人及び保護者との合意形成に関わる取組例が記載されています。



○ 本人、保護者との合意形成

在籍変更は校内委員会での検討を踏まえ、本人、保護者と支援の内容や頻度、期間の見通しなど具体的な支援の方向を共有し、合意形成を図った上で、教育支援委員会における判断を踏まえて市町村教育委員会が決定することとなります。

変更した学びの場においての見通しを本人、保護者に説明し、合意形成を図ることが重要です。

(例)



- どのようなことを学ぶのか
- どのような力を身に付けることができるのか
- どの程度の期間で通常の学級に戻るのか
- 戻らない場合の進路はどのようになるのか など

就学に関する教育相談を継続的に行う上での留意点

- 継続的に教育相談を行うことが、保護者によっては精神的あるいは生活上の負担と受け止められる場合もあることから、在籍変更等に関わる相談は、保護者を説得するためのものではなく、児童生徒の成長を確認し、喜び合うものであるという認識が共有されるように努める必要があります。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、学校に加え、放課後等デイサービスで過ごす時間も長い場合があることから、児童生徒の成長や課題等について総合的に把握することができるよう、学校や教育委員会関係者が、日常的に放課後等デイサービスの担当者等との連携を図ることも、継続的な教育相談を行う上で有用です。
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画を評価・改善していく中で、必要に応じて学びの場の変更の必要性について検討していきます。

【通常の学級に在籍を変更した例】

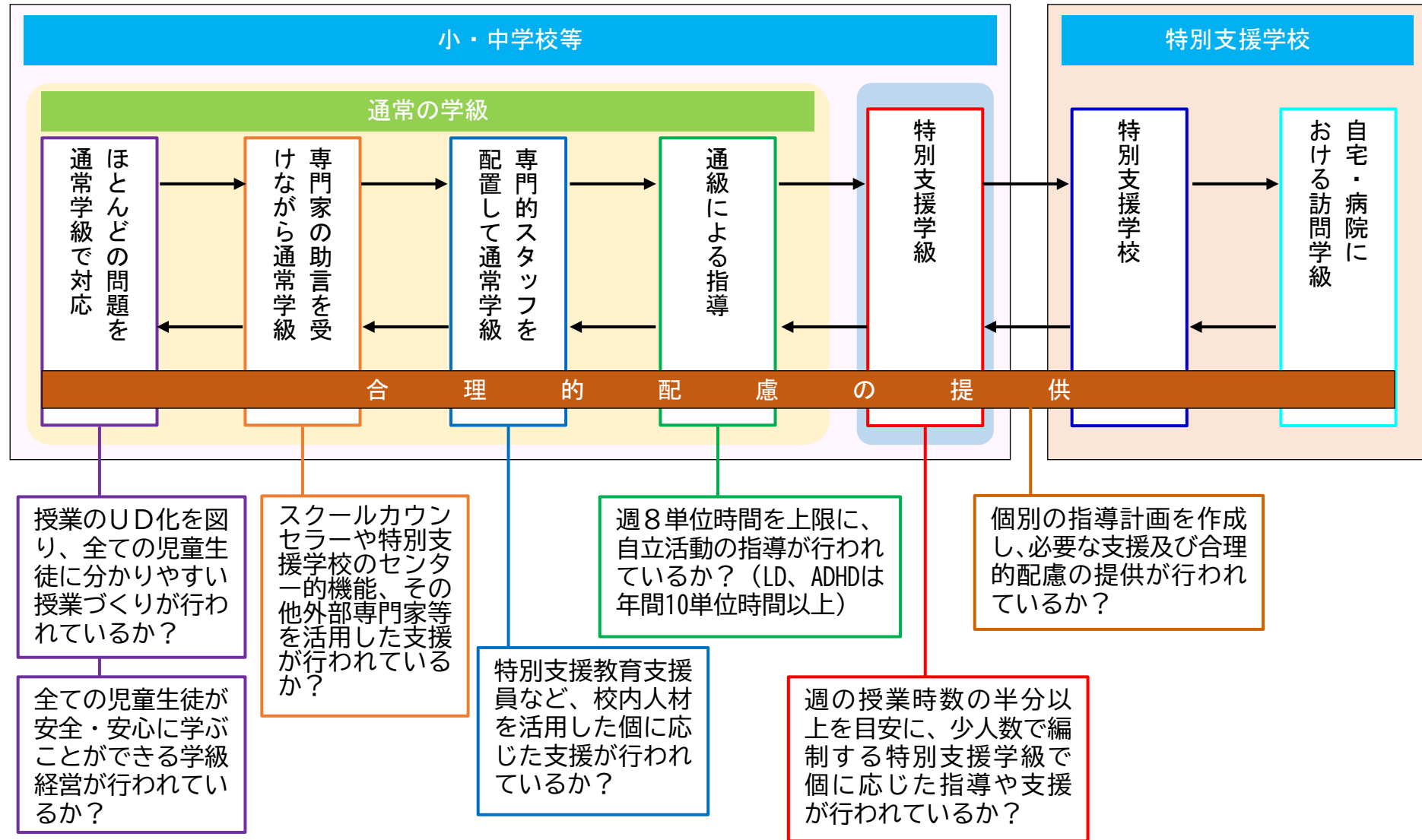
(小学校)

Aさんの保護者は、ある程度学年が進んだ段階で特別支援学級から通常の学級への在籍変更を考えていた。特別支援教育コーディネーターがAさんに確認すると、Aさんも「通常の学級に移りたい」という意向だった。そこで、特別支援学級では国語、算数、道徳を中心に学習し、自立活動で「心理的な安定」に関わる指導を重点に行った。また、交流及び共同学習として通常の学級での学習時間を徐々に増やしたが、Aさんが学びにくさを感じた際は、特別支援学級で学習ができる配慮を行った。進級前に教育支援委員会を開催し、通常の学級に在籍変更することを決定した。

(中学校)

Bさんは、中学校入学時に通常の学級への在籍変更を検討していたが、生活面で支援を必要とするという理由から特別支援学級に在籍した。そこで自立活動を中心に、学習用具等の整理整頓など身辺処理に関わる指導を行った結果、交流及び共同学習先の通常の学級でも自分で身の回りの整理整頓を行えるようになった。Bさんの成長を踏まえ、校内支援委員会、教育支援委員会での検討を経て、通常の学級へ在籍変更した。在籍変更に当たり、個別の教育支援計画を基に引継ぎを行い、Bさんの実態を踏まえた、目印を付すなどの視覚的手掛かりの活用や言葉掛けの仕方などを職員間で共有した。

学びの場の段階的な検討



巻末資料

○ 学校教育法施行令（抄）（昭和28年10月31日政令第340号）

第二十二條の三 法第七十五條の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達が遅延があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達遅延の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

備考

- 一 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。
- 二 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる。

○ 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（抄）
（平成25年10月4日25文科初第756号）

3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

(1) 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

① 障害の種類及び程度

ア 知的障害者

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの

イ 肢体不自由者

補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの

ウ 病弱者及び身体虚弱者

一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの

二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの

カ 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの

キ 自閉症・情緒障害者

一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの

二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

② 留意事項

特別支援学級において教育を受けることが適当な児童生徒の障害の判断に当たっての留意事項は、ア～オについては2（2）と同様であり、また、カ及びキについては、その障害の状態によっては、医学的な診断の必要性も十分に検討した上で判断すること。

(2) 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

① 障害の種類及び程度

ア 言語障害者

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

イ 自閉症者

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ 情緒障害者

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

エ 弱視者

拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

オ 難聴者

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

カ 学習障害者

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

キ 注意欠陥多動性障害者

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ク 肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者

肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

② 留意事項

通級による指導を受けることが適当な児童生徒の指導に当たっての留意事項は、以下の通りであること。

ア 学校教育法施行規則第140条の規定に基づき、通級による指導における特別の教育課程の編成、授業時数については平成5年文部省告示第7号により別に定められていること。同条の規定により特別の教育課程を編成して指導を行う場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考として実施すること。

イ 通級による指導を受ける児童生徒の成長の状況を総合的にとらえるため、指導要録において、通級による指導を受ける学校名、通級による指導の授業時数、指導期間、指導内容や結果等を記入すること。他の学校の児童生徒に対し通級による指導を行う学校においては、適切な指導を行う上で必要な範囲で通級による指導の記録を作成すること。

ウ 通級による指導の実施に当たっては、通級による指導の担当教員が、児童生徒の在籍学級（他の学校で通級による指導を受ける場合にあっては、在学している学校の在籍学級）の担任教員との間で定期的な情報交換を行ったり、助言を行ったりする等、両者の連携協力が図られるよう十分に配慮すること。

エ 通級による指導を担当する教員は、基本的には、この通知に示されたうちの一の障害の種類に該当する児童生徒を指導することとなるが、当該教員が有する専門性や指導方法の類似性等に応じて、当該障害の種類とは異なる障害の種類に該当する児童生徒を指導することができること。

オ 通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教員、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、各都道府県教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用すること。

カ 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断すること。

キ 学習障害又は注意欠陥多動性障害の児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やティーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫等により、対応することが適切である者も多くみられることに十分留意すること。

すべての保護者の皆様へ

お子様の入学やその後の学習等について、理解を深めるための参考にしてください。

⇒
本リーフレットの
感想を入力ください。



- ☆ 二次元コードを読み取ると、説明動画を視聴することができます。
- ☆ Q8～12は保護者や当事者の感想を収録しています！

就学前

Q1 就学先決定までの流れは？

10月31日
まで

学齢簿の作成

11月30日
まで

就学时健康診断

学びの場の
検討・判断

1月31日
まで

入学期日等の通知

Q2 就学の仕組みは？

就学後

Q3 学びの場ってどんなところ？

特別支援学校

小・中学部、高等部

Q4 高校と特別支援学校の違いは何？

小・中学校、高等学校等

通常の学級

通級による指導

特別支援学級
(小・中学校のみ)

Q9 特別支援学校に通う
本人はどんな気持ち？

Q10 中学校卒業後の保護者は
どんな気持ち？

卒業後

Q5 就労にはどんな制度
があるの？

一般企業での就労

・企業での障がい者雇用

福祉制度を活用した就労

・就労移行支援
・就労継続支援A型
・就労継続支援B型

Q6 就労や生活で困った時に
どこに相談したらいいの？

生活の場

・グループホーム
・施設入所

Q7 生活の場にはどんなところがあるの？

Q11 卒業後の保護者は
どんな気持ち？

Q12 卒業後の本人は
どんな気持ち？

一人一人の子どもが「よさ」や「可能性」を最大限発揮できる学びの場を求めて 多様な学びの場と就学先決定までのプロセス



小・中学校

通常の学級

- 通常の学級でも、学習上の困難さに応じた支援を行います。

タブレット端末を使った支援

座席の位置を配慮

支援員による個別支援

通級指導教室

- 通常の学級に在籍しながら、週に1～2時間程度、通級指導教室で特別の指導（自立活動）を行います。
- コミュニケーションや社会性などについて少数で学ぶ場合もあります。

学びの場の変更が可能

特別支援学級

- 障がい種別の少人数の学級（8人以下）で一人一人に応じた教育を行います。

【知的障がい以外の特別支援学級】

- 国語や算数（数学）など、通常の学級と同じ内容や、下の学年の内容を学習します。

【知的障がい特別支援学級】

- 子どもの実態に応じた、内容を学習します。
- 生活に必要な内容を学習します。

学びの場の変更が可能

個別的教育支援計画と個別の指導計画に基づいた指導・支援を行います。

特別支援学校

- 将来の自立と社会参加に向けて、障がいの状態などに応じた、きめ細かな教育を行います。
- 小学部・中学部・高等部があり、幼稚部や専攻科のある学校もあります。
- 通学バスや寄宿舎のある学校もあります。
- 近隣の学校や居住地の小・中学校との交流及び共同学習を行うこともあります。

※特別支援学校に就学できる障がいの種類や程度は法令で定められています。

本道の特別支援学校→



障がいのある子どもの就学先決定までのプロセス

就学に関する事前の相談
(就学説明会、学校見学、体験入学などへ保護者が参加)

就学時健康診断 (11月30日まで)

学びの場の検討・判断

保護者等の意見聴取
・意向確認

教育支援委員会
専門家から意見を聴取

市町村教育委員会が
総合的に判断

保護者等の意向の
最終確認(合意形成)

就学先決定

保護者の意見は最大限尊重

Q 最初に就学した学びの場は、卒業するまで継続されるのでしょうか？

A 学校や学びの場は、固定したものではありません。
子どもの適応の状況等を勘案しながら、小・中学校と特別支援学校間で**双方向での転学**や、通常の学級、通級による指導、特別支援学級間の**学びの場の変更ができます。**

Q 学びの場を選ぶ際には、どのようなことを考えると良いですか？

A まずは、障がいのない子どもと**同じ場でともに学び**ことを目指します。
その上で、子どもが、
①授業内容を**理解している**
②学習活動に参加している**実感・達成感**をもち、**充実した時間**を過ごしているなど、
保護者が子どもの成長を感じられる場を選択することが大切です。

通級による指導

通級による指導とは・・・

通常の学級に在籍し、大部分の授業は通常の学級で受けながら、一部、「通級指導教室」という特別な場で、子ども一人一人の困難さに応じた指導を受けます。



● 対象はどのような子どもですか？

次の障がいがあり、通常の学級の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度の子どもの対象です。

なお、医学的な診断の有無だけで判断するものではありません。

- ・言語障がい ・自閉症 ・情緒障がい ・弱視 ・難聴 ・LD（学習障がい）
- ・ADHD（注意欠陥多動性障がい） ・肢体不自由 ・病弱及び身体虚弱

例えば・・・

集中力が
続かない

落ち着き
がない

文章を読んだり書いたり
するのが苦手

気持ちのコントロールが
上手くできない

友だちと上手く
関われない



● どこで受けられますか？

子どもが通う学校に通級指導教室がある場合は自分の学校で、ない場合は近隣の通級指導教室がある学校へ通い指導を受けます。

通級による指導には、以下の3つの形態があります。子どもが通う学校がどの形態かは学校に確認してください。

● いつ、何時間くらい受けられますか？

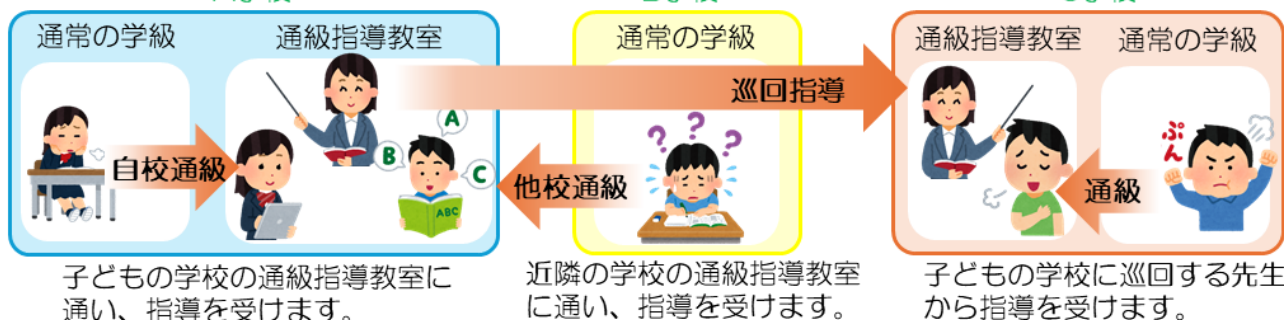
週に1、2時間程度、在籍学級の授業中に指導を受ける場合と、放課後等に指導を受ける場合があります。

週に何時間、どの場面で指導を受けるかは子どもの状態に応じて決定します。

A学校

B学校

C学校



● どのような学習をしますか？

障がいの状態に応じた「自立活動」を行います。「自立活動」とは、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導です。

例えば・・・

気持ちの整理の仕方を身に付ける



自分に合った学習方法を身に付ける



得意なこと、苦手なことなど、自分のことを理解する



自立活動

他者との関わり方や、状況に応じた言葉遣いを身に付ける



苦手な言葉を話しやすくする練習をする



● 苦手な教科を個別に指導してくれますか？

単に教科の遅れを補充する指導ではなく、子どもの障がいに応じた「自立活動」の指導を行います。

● 指導を受けるためにはどうしたらよいですか？

まずは、子どもが通う学校の担任の先生や特別支援教育コーディネーターの先生に相談してください。

通級による指導を効果的に進めるために

通級による指導の担当者と保護者、在籍学級の先生が日常的に学習の状況を情報共有しながら連携・協力する必要があります。そのために「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」を作成します。



● 個別の教育支援計画

本人や保護者の願い、障がいによる困難な状況、支援目標と内容、合理的配慮、生育歴等について、学校と本人・保護者、関係者が情報を共有し、連携して支援するための計画

● 個別の指導計画

児童生徒一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、指導目標や指導内容・方法等を具体的に表した指導計画

ハンドブックの作成に当たり参考とした資料

障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）
〔平成25年10月4日 文部科学省〕

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340331.htm



発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～〔平成29年3月 文部科学省〕

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1383809.htm



特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）
〔平成30年3月 文部科学省〕

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/1386427.htm



障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～
〔令和3年6月 文部科学省〕

URL : https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について
（通知）〔令和4年4月27日 文部科学省〕

URL

通知 : https://www.mext.go.jp/content/20220428-mxt_tokubetu01-100002908_1.pdf

Q & A : https://www.mext.go.jp/content/20221102-mxt_tokubetu02-100002908_1.pdf



（通知）



（Q & A）

5歳児健康診査マニュアル〔こども家庭科学研究費補助金成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」（研究代表者：永光信一郎）研究分担者：小枝達也、小倉加恵子 研究協力者：是松聖悟〕

URL : https://www.jpa-web.org/pediatric-related_information/manuals.html



3～5か月児健診、9～10か月児健診、1歳6か月健診、3歳児健診、5歳児健診のための健やか子育てガイド〔こども家庭科学研究費補助金等成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業「身体的・精神的・社会的(biopsychosocial)に乳幼児・学童・思春期の健やかな成長・発達をポピュレーションアプローチで切れ目なく支援するための社会実装化研究」（研究代表者：永光信一郎）分担研究者：小枝達也〕

URL : <https://www.jschild.or.jp/archives/5772/>

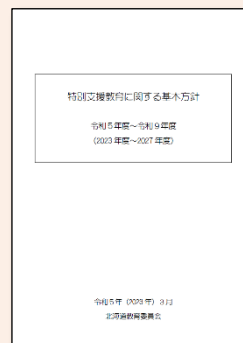


特別支援教育に関する基本方針

令和5年度～令和9年度（2023年度～2027年度）

[令和5年3月 北海道教育委員会]

北海道における特別支援教育の充実に向け、社会情勢の変化や国の動向と、本道の特別支援教育の現状や課題を整理し、道教委における施策や、市町村教育委員会、学校における取組の方向性を示しています。



URL : <https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tkk/kihonhousin.html>

教育支援のためのハンドブック（改訂版）

[令和5年3月 北海道特別支援教育振興協議会]

障がいのある子どもの早期からの一貫した支援や各障がいの特性と教育的対応等についてQ & A方式で分かりやすく整理されています。

また、事務手続きや関係法令についても巻末にまとめられた資料です。

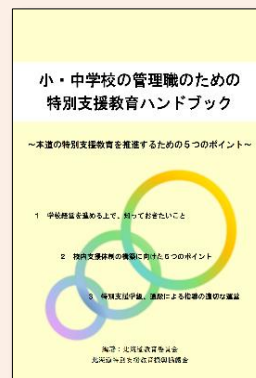


URL : http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/page_20240429033446/page_20240917002444

小・中学校の管理職のための特別支援教育ハンドブック

[令和5年11月 北海道特別支援教育振興協議会]

特別支援教育を一部の教職員が担当する「特別な教育と捉えるのではなく、全ての教職員が携わり推進すべきとの認識の下、校内体制を整備する際の参考として活用できる資料です。



URL : http://www.tokucen.hokkaido-c.ed.jp/page_20240429033446/page_id1162

執筆者等

□ 事例提供いただいた教育委員会

妹背牛町、今金町、釧路町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町

□ 内容等に関わる御助言をいただいた組織

北海道特別支援教育振興協議会

北海道教育支援委員会

広域特別支援教育連携協議会

□ 執筆者

(主執筆)

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

課長補佐 山 内 功

主 査 坂 内 仁

主任指導主事 檜 山 正 太

(作成協力)

北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

係 長 吉 田 卓 郎

主 査 但 田 寛 和

主任指導主事 林 部 直 人

主任指導主事 高 石 純

□ 協力機関等

北海道保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課

北海道教育庁学校教育局義務教育課義務教育指導係

北海道教育庁学校教育局義務教育課幼児教育推進センター

北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課不登校児童生徒支援係

北海道立特別支援教育センター

教育支援委員会と校内委員会の
機能充実を図るためのハンドブック

令和6年10月発行

発行：北海道特別支援教育振興協議会

編著：北海道教育庁学校教育局特別支援教育課

(札幌市中央区北3条西7丁目)

